

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成21年 9 月 1 6 日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表教育庁中頭教育事務所の項中「沖縄市知花六丁目35番20号」を「沖縄市美原一丁目6番34号」に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月3日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁総務課

- 1 改正を必要とする規則の名称
沖縄県教育庁組織規則（昭和47年5月15日教育委員会規則第1号）
- 2 改正の経緯及び必要性
新たに建設される沖縄県中部合同庁舎内に中頭教育事務所が移転するため、当該規則に定める同事務所の位置を改正する必要がある。
- 3 改正案の概要
 - (1) 中頭教育事務所の位置を「沖縄市知花六丁目35番20号」から「沖縄市美原一丁目6番34号」に改める。（第13条第2項）
 - (2) この規則は平成21年10月3日から施行する。
- 4 添付資料
新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案

現行

(教育事務所)
 第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。
 2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

(教育事務所)
 第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所を設置する。
 2 教育事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
教育庁 国頭教育事務所	名護市大南一丁目1 3番11号	国頭、大宜味、東、今帰仁、本部、名護、宜野座、金武、伊江、伊平屋、伊是名の各市町村
教育庁 中頭教育事務所	沖縄市美原一丁目 6番34号	恩納、うるま、沖縄、読谷、嘉手納、北谷、北中城、中城、宜野湾、西原の各市町村
教育庁 那覇教育事務所	那覇市旭町116番地 37	浦添、那覇、久米島、北大東、南大東の各市町村
教育庁 島尻教育事務所	八重瀬町字東風平9 20番地の1	豊見城、糸満、八重瀬、南城、与那原、南風原、渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜の各市町村
教育庁 宮古教育事務所	宮古市平良字西 里1125番地	宮古島、多良間の各市村
教育庁 八重山教育事務所	石垣市字真栄里438 番地の1	石垣、竹富、与那国の各市町

名称	位置	所管区域
教育庁 国頭教育事務所	名護市大南一丁目1 3番11号	国頭、大宜味、東、今帰仁、本部、名護、宜野座、金武、伊江、伊平屋、伊是名の各市町村
教育庁 中頭教育事務所	沖縄市知花六丁目3 5番20号	恩納、うるま、沖縄、読谷、嘉手納、北谷、北中城、中城、宜野湾、西原の各市町村
教育庁 那覇教育事務所	那覇市旭町116番地 37	浦添、那覇、久米島、北大東、南大東の各市町村
教育庁 島尻教育事務所	八重瀬町字東風平9 20番地の1	豊見城、糸満、八重瀬、南城、与那原、南風原、渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜の各市町村
教育庁 宮古教育事務所	宮古市平良字西 里1125番地	宮古島、多良間の各市村
教育庁 八重山教育事務所	石垣市字真栄里438 番地の1	石垣、竹富、与那国の各市町